

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大 作

京都市規則第258号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第3条第1項」の右に「、第4条第1項（省令第51条の11の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第4条の見出し中「防火管理者及び防災管理者」を「防火管理者等」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第3条の2第1項」に、「及び」を「、省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任、」に、「第51条の9前段」を「第51条の9において準用する省令第3条の2第1項」に改め、「防災管理者の選任又は解任」の右に「及び省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任」を加え、同条第2項中「当該防火管理者の選任若しくは解任が令第3条第1項から第3項までの規定に適合し、又は当該防災管理者の選任若しくは解任が令第47条第1項の」を「当該届出に係る次の各号に掲げる者の選任又は解任が当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 防火管理者 令第3条第1項から第3項まで
- (2) 統括防火管理者 令第4条
- (3) 防災管理者 令第47条第1項
- (4) 統括防災管理者 令第48条の2

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第9条の2中「、第7号及び第8号」を削る。

第3号様式の2中「、第5条の2」を削る。

第4号様式及び第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式及び第4号様式の2 削除

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局予防部)